4.5.3.　排出ガス測定システム

4.5.3.1.　ガス回収装置は、試験二輪車等の排気口ですべての排出ガスを回収することができるクローズドタイプの装置とする。この場合においては、±1.25kPaの背圧条件を満たさなければならない。オープンシステムも、すべての排出ガスが回収されることが確認されるのであれば使用することができる。ガスの回収は、試験温度における排出ガスの性質を明らかに変えるような結露が生じないように行うものとする。ガス回収装置のシステム図を図２に例示する。

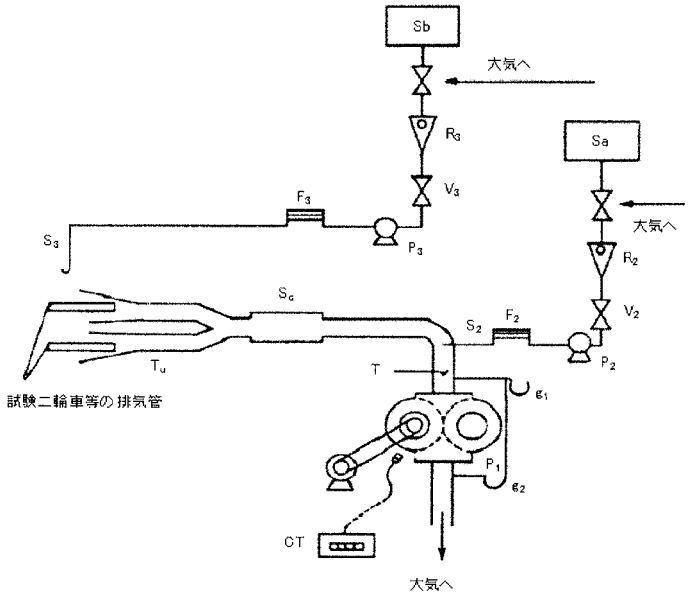



図２：ガスのサンプリング及び容量測定のための装置

4.5.3.2.　試験二輪車等の排気管と排出ガスサンプリングシステムを接続する連結管及び装置は、ステンレス鋼製とするか、又は、回収したガスの組成に影響を与えず、かつ、当該ガスの温度に耐えることができる材質のものとする。

4.5.3.3.　熱交換器は、ポンプ吸気口における希釈ガスの温度変動を試験の全体を通して±５℃に制限することのできるものでなければならない。また、試験開始前に交換器を作動温度(公差：±５℃)に高めるための予熱システムを備えたものでなければならない。

4.5.3.4.　希釈排出ガスを引き入れるための正置換型ポンプ（ＰＤＰ）は、厳格に制御された複数の一定速度で作動するモーターを装備する。ポンプの容量は、希釈排出ガスを引き入れるために十分な大きさとする。臨界流量ベンチュリ（ＣＦＶ）を用いた装置を使用してもよい。

4.5.3.5.　ポンプに入る希釈排出ガスの温度の連続記録を取ることができる装置（Ｔ）を備え付けること。

4.5.3.6.　ポンプに入る希釈排出ガスの圧力降下を確認する計器及び正置換型ポンプ（ＰＤＰ）の動的な圧力変動を測定する計器の２つの計器を備え付けること。

4.5.3.7.　ポンプ、フィルター及び流量計を通して、試験の全体で一定流量の希釈空気流のサンプルを回収するプローブは、ガス回収装置の近く、かつ装置の外側に配置すること。

4.5.3.8.　ポンプ、フィルター及び流量計を通して、試験の全体で一定流量の希釈排出ガスのサンプルを回収するプローブは、希釈排出ガスの流れの上流、正置換型ポンプ（ＰＤＰ）の上流に向けること。上記ならびに4.5.3.7.に記述した２つのサンプリング装置の最低サンプル流量は、少なくとも150ℓ／ｈとする。

4.5.3.9.　バッグ

4.5.3.9.1.　バッグは、通常のサンプルの流れを妨げない十分な容量の希釈空気及び希釈排出ガスが回収でき、関係するCO等の性質を変えないものであること。

4.5.3.9.2.　バッグには、自動的なセルフロック装置を有し、試験が終わったらサンプリングシステム又は分析システムのいずれかに容易に確実に取り付けることができるものであること。

4.5.3.10.　試験全体を通して正置換型ポンプ（ＰＤＰ）の回転をカウントする回転カウンタ（ＣＴ）を備え付けること。

注記２　サンプリングシステムの各セクション（例えば、アダプター及び連結器）は非常に高温になる可能性があるため、接続方法と接続部品の材質や配置に十分注意を払うものとする。サンプリングシステムの熱ダメージのために測定を通常の方法で実施することができない場合は、排出ガスに影響が及ばない限り、補助冷却装置を使用してもよい。

注記３　オープンタイプの装置は、ガスの回収が不十分になり、試験室にガスが漏れる恐れがあることから、サンプリング中は常にガス漏れがないことを確認すること。

注記４　試験中、結露が生じるリスクを避けるため、ＣＶＳ装置における排出ガスの流量は、適切な流量を確保するよう注意を払うこと。

4.5.4.　運転スケジュール

4.5.4.1.　試験サイクル

タイプⅠ試験の試験サイクル（車両速度パターン）は、別紙６に示す最大３つのパートで構成する。車両クラス（4.3.参照）に応じて、以下の試験サイクルパートを実施する必要がある。

クラス１：低温条件による低速パート１に続き、高温条件による低速パート１

クラス２

サブクラス２－１：低温条件による低速パート１に続き、高温条件による低速パート２

サブクラス２－２：低温条件によるパート１に続き、高温条件によるパート２

クラス３

サブクラス３－１：低温条件によるパート１に続き、高温条件によるパート２に続き、高温条件による低速パート３

サブクラス３－２：低温条件によるパート１に続き、高温条件によるパート２に続き、高温条件によるパート３

4.5.4.2.　速度公差

4.5.4.2.1.　4.5.4.1.に規定した試験サイクルのあらゆる時点において、速度公差は、次の上限及び下限の範囲内に収める必要がある。上限は定められた１秒以内の軌跡の最も高い値より3.2㎞／ｈ高い値である。下限は定められた１秒以内の軌跡の最も低い値より3.2㎞／ｈ低い値である。公差を超える速度変動は（ギアシフト中に発生する場合など）、継続時間が各事例につき２秒未満であれば、許容する。これらの規定を下回る速度は、各事例において得られる最大出力で車両が走行しているのであれば許容する。図３に、例を示す。

4.5.4.2.2.　上記の例外を除き、試験サイクルの所定の速度とシャシダイナモメータのローラの速度のずれは、上記の要件に適合しなければならない。要件に適合しなかった場合は、試験の結果をその後の分析に用いることはできず、再度試験を実施する必要がある。